

広島県警察女性警察官特別機動隊の組織及び運用に関する要綱の制定について

平成29年3月30日

警察本部長から

各部長・参事官あて

各所属長

この通達は、治安警備，災害（被害者支援を含む。），警衛警護，雑踏警備その他女性の特性を活かした部隊活動に従事する臨時の警察部隊である広島県警察女性警察官特別機動隊の組織及び運用を定めたもの。